

第3回 市民自治推進会議

会 議 概 要

日 時：平成23年5月27日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役本庁舎 18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（横尾市民自治推進課長） 皆様、おはようございます。

定刻より少々早いですが、おそろいのようなので、ただいまから第3回市民自治推進会議を開催させていただきたいと思います。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

今回は、前回に引き続きまして、自治基本条例の現状評価、課題出しを中心に進めていただきたいと存じます。議論が白熱いたしますと終了時間が延長することも想定されますが、委員の皆様には、ご多忙の中をご出席いただいております。また、本日は、会議の終了後にご予定がある委員の方も多くいらっしゃいますことから、本日の会議は11時45分をめぐりに終了いたしたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議事に移りたいと思います。

佐藤座長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○佐藤座長 大体11時45分をめぐりに、もしかすると特に議事の（2）については議論が若干残る可能性があります。そうなったらそれは次回に回すことにして、議事を進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の（1）番目でございます自治基本条例の各章、各条の現状評価、課題についてご意見をお出しいただくのが一つ目の議事でございます。

これについて、まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（横尾市民自治推進課長） それでは、事務局よりご説明させていただきます。

まず、今回ご用意させていただきました資料についてご説明をさせていただきます。

お手元に置いている資料をご確認させていただきます。

A4判サイズ横の17ページのものでございますが、札幌市自治基本条例の現状評価と課題についてという資料が一つと、A3判サイズで参考資料1から3という3枚のものでございます。A3判サイズの参考資料につきましては、前回の会議で資料やデータのご要望があったものについてご用意した資料でございます。本日の二つ目の議事で、改めてご説明のお時間をちょうだいしたいと存じます。

議事（1）の資料であるA4判サイズの横の資料をご覧いただきたいと思います。

これからの推進会議では、こちらの資料を使って議論を進めていただきたいと考えております。

左側に自治基本条例の条文を掲載しております。それに対応するように、真ん中には現状評価・課題という欄を設けております。ページをめくっていただきますと、既に真ん中の欄に記載がございますが、こちらは、各章、各条項に対しまして、過去2回の市民自

治推進会議における各委員の皆様のご評価、課題などのご発言を掲載したものでございます。今回の会議は、条例の現状評価と課題についての意見出しという位置づけになっておりますことから、具体的にはこの現状評価・課題という真ん中の欄を埋めていく作業になります。中には空欄の条文もございますが、既にご意見をいただいている条文もあります。これまでの意見の多寡にかかわらず、より多くのご意見をいただければというふうに考えております。

資料の一番右ですが、推進会議意見となっております。こちらは、今回の会議で現状評価と課題について意見出しをしていただいた後に、条例の見直しについて推進会議としてどういう方向で整理をしていくかということに記載する欄となっております。この欄につきましては、今回の意見出しを踏まえて、次回の会議以降、確認していくという工程で考えております。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局から説明がありましたように、このA4判横サイズの札幌市自治基本条例の現状評価・課題の真ん中の欄に、この会議で幾つか出された意見については既に書いていただいておりますけれども、入っていない部分、あるいは、入っている部分でもそのほかの意見を出していただいて、ここを埋めていくというのが今日の大きな作業ということになります。

1ページ目に条例全体の前文、そして、2ページの第1条に目的、また、第2条の定義の部分で市民ということがありますけれども、もし何かあれば後で全体として議論することにしまして、今日は、第3条以降のやや細かい部分についてご意見をいただければと思います。恐らく、順番にやっていくのがいいのでしょうかけれども、いろいろ前後することが考えられますので、まずは、どの条文でも結構でございますので、この条文についてはこういった現状評価あるいは課題があるのではないかとといったようなご意見があれば委員の皆さん方からお出しいただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

○福士（明）委員 これは、第3条以下のすべてですか。

○佐藤座長 すべてです。

時間もありますので、私が気づいたというか、そうしろというわけではないのですが、こういうことも考えられるなという意見を最初に一つぐらい言っておきます。

第7条に、市民の情報を知る権利とあります。もしかしたら読み間違えているかもしれませんが、これに対応して市の方がどういうふうに情報を提供するかといったようなことはどこかに書かれていましたか。第16条には、情報共有を基本としてとありますけれども、情報の問題です。市がどういうふうに情報を出すかというようなことがどこかの条文にありますか。

○福士（明）委員 第25条、第26条ですね。

○佐藤座長 これは、公文書ですね。最近は、情報共有というと、いわゆる公文書以外のさまざまな政策情報などの共有ということも言われていると思うのですが、これは、むしろ、福士（明）委員に振った方がいいのでしょうか。いかがでしょうか。

○福士（明）委員 第25条は、情報公開条例の話をしていると思うのです。ほかに、まちづくりに関する広い情報については、第26条で情報提供していくことになると思います。ただ、それをチェックする必要があるということですね。

○佐藤座長 これぐらいの書き方で大丈夫だろうということによろしいのでしょうか。

○福士（明）委員 そうですね。

ただ、どういうふうに行っているのかというようなことは、現状を認識してから、それが足りないのであれば、条文の書き方が悪いのかどうか、それをチェックしていったらいいかと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○武岡委員 A4判横の資料ですけれども、横に並んでいて大変見やすいのですが、できたら参考資料1の情報をこちらの資料に盛り込んでいただくと、もっと一覧性が出て読みやすいような気がいたしました。

まず、自治基本条例が一番左にあって、その後に現状評価・課題が隣にありますけれども、その間に、参考資料1にあるような、それぞれの条文に対応して市がなさっている取り組みや関連条例などの情報があると、より見やすいかなという気がいたします。情報がよく整理されるといいますか、今ですと、A4判の資料とA3判の参考資料1を両方とも見ながらですので、一つにまとめていただくと情報が整理されてわかりやすいかなと思います。

その上で、今、第7条と第25条で出た情報公開のことですが、参考資料1の方には、第25条はあるのでしょうか、公文書公開制度しか載っておりません。例えば、情報公開の請求件数がどれぐらいあったのかとか、そういった情報をもう少し詳しく書いていただくと、現状評価と課題について私どもとしても意見が言いやすくて埋まっていくのかなという気がいたします。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○丸山委員 私も、行ったり来たりしながら見ていたところですが、どちらがいいのか、私もよくわからなくて、意見というよりは感想になってしまうのですが、今日の議事の進め方についての考え方です。

まず、(1)で現状についての評価・課題を出すということで時間が70分とられていますが、(2)で事業等の状況についてのご説明をいただく時間が30分あります。私の不勉強もおわびしつつ、この順番を逆にして、現状をより深く広く理解した後に条文の方を検討していくという順番にならないかしらとと思っている次第です。この順番にされたよ

い点や理由などがもしあれば、それをお伺いしてから進めた方が、より意見を出しやすい中で進められるような感じがしております。感じで申しわけございません。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

前回も申し上げましたけれども、まずは自治基本条例の見直しということが喫緊の課題としてあって、その参考データとして、おっしゃるとおり、事業等の状況についてということでございます。ただ、これは前回までに幾つか説明されたものの中で足りないものを補足ということにつけ加えていただいたものなので、当面する今回の大きな課題である自治基本条例の各章、各条項についていろいろなご意見があれば、それをまずおっしゃっていただいた方がよろしいのではないかと考え、(1)を先にしたということでございます。

もし、(2)を先に説明した方がいいと言うのであれば、そのようにいたしますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○福士(明)委員 最初に説明していただいた方がいいような気がします。

○佐藤座長 わかりました。

では、(2)を先に簡潔に説明をお願いします。

○事務局(小澤地域支援担当係長) それでは、参考資料1、2、3ということで、前回の会議のときに委員からもう少し資料が欲しいということがあった3点につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、参考資料1の札幌市自治基本条例の各条項に係る関係した条例や要綱、計画等がどのように結びついているかということですが、各条文と要綱が表の横に並ぶような形で整理させていただいております。こちらも、見ていただければわかると思いますのですべては申しませんけれども、その表の中で二重丸がついている項目につきましては、自治基本条例制定後、平成18年10月以降に制定されたもの、丸がついていないものにつきましては従前よりあったものということで整理させていただいております。

第9条におきましては、市民まちづくり活動促進条例は自治基本条例のできた後にできているということで、二重丸をつけさせていただいております。

また、例えば、第4章におきましては、職員の責務もしくは職員の育成ということでありまして、こちらにつきましては、職員のための情報共有として市民参加の手引とあり、前回の会議でその手引を各委員にお渡ししておりますが、そのことを言っております。この手引ですが、我々としては、仕事を進める上でのガイドラインとして枠をはめていることもありまして、一応、要綱に準じたものということでこちらに載せております。

また、第5章につきましては、行政運営の基本ということで、例えば、17条に総合計画等とございます。こちらにつきましては、現時点では第2次札幌新まちづくり計画というものを載せておりますが、今回は選挙後ということで、これは新たに策定されることになると思われま

す。また、第6章以降につきましても同じように書かせていただいております。例えば、第

24条におきましては、子どものまちづくりということで、自治基本条例ができた後に子どもの権利条例ができましたので、こちらにつきましても関連性が強い条項として載せてございます。

また、ちょっとご説明させていただきたいのは、第6章第3節の第29条に、区におけるまちづくりとございますが、ここに各区実施プランというものがございます。こちらにつきましましては、各区役所では、仕事を進める上で、区長を筆頭として区の仕事を1年間どのように進めるか、どういう事業をどのようにやっていくかといったことについて、市長に説明し、そして、市民に公開する中で、例えば、区民協議会等で意見をいただいたりしながら、毎年、実施プランというものを策定しております。そういった観点もありまして、計画という言葉ほど仰々しくはないのですが、各区では区長を筆頭に区民の意見を聞きながら毎年こうした計画を立てているということで、各区実施プランをここに載せさせていただいております。

参考資料1については以上でございます。

参考資料2につきましては、まちづくり協議会の主な構成団体の一覧を載せております。

こちらは、前回の会議で、北野委員からまちづくり協議会の構成の中身がどんな感じかというご質問がありましたので、我々の方で調べてみました。ただ、現時点でこちらの参考資料を読む前にご説明させていただきたいのは、まず、右側の四角のところに書いてありますが、まちづくり協議会の定義というか、考え方です。札幌市におきましては、まちづくり協議会を要綱や条例で定義をつけているものではございませんが、まちづくりセンター所長や地域振興の関係の職員に、マニュアルといいますか、我々の地域分析の手引ということで参考資料として配付している資料の中で、一旦、まちづくり協議会の定義というものを書いております。そちらの中には、まちづくり協議会は、地域の団体や個人を緩やかに結び、それぞれが独自性を生かしながら、地域の団体や個人が主体となって地域の課題を考え、共通の課題の解決や目的の実現に向けて行動する場という形で考え方を位置づけております。今回は、こういった考え方のもとで、各まちづくりセンター所長を通して情報を収集してまちづくり協議会のデータを調べさせていただきました。

もう一つ、注意点としましては、この資料の集計に当たっては、例えば、まちづくり協議会に三つの小学校が入っている場合には、3校入っていても、構成を見るために、小学校が入っていればそれは1カウントとさせていただいております。

そういった条件のもとで、1に平成23年1月時点でのまちづくり協議会の構成団体の状況について書かせていただいております。

現状では、おおむね83団体、76地区にございますが、今回の構成団体としましては表のようになっております。これは、例えば町内会で言えば、あくまで83団体の中で81団体が町内会、自治会が参加しているまちづくり協議会ということでございます。

ただ、1点注意させていただきたいのは、その他という欄もございます。その他というのは、こちらの方にまちづくり協議会の構成ということで書いてあるときに、例えば、

何とか関係団体などといった表記がございまして、必ずしも町内会がすべて入っていないのかと言われると、その他に入っている可能性もございまして、こちらのデータにつきましてはあくまで参考数値ということになると思います。

それから、参考といたしまして、平成23年1月時点におけるまちづくり協議会83団体のうち、自治基本条例制定後に設立されたまちづくり協議会、このデータで言いますと平成18年8月以降にできたまちづくり協議会が30団体ございます。条例制定後にできたこの30団体のまちづくり協議会の状況については、参考までに下段の表で書いております。こちらにつきましても、上段のものと特にどこか大きな変わりがあると言われると、それほど差異はございませんが、両方ともさまざまな団体が参加しており、特に、町内会や青少年育成委員会、民児協、こちらの方が関与している率が高いということはあると思われまます。

それから、2番目につきましては、自治基本条例制定以前に設立されたまちづくり協議会の団体構成を経年で追ってみました。

まず、(1)は、自治基本条例制定時点の平成18年8月時点のデータにおけるまちづくり協議会です。こちらは、その当時は58団体ございまして、そのときの構成が(1)の表でございまして。(2)は、それら58団体は、平成23年1月時点においては5団体減っておりますが、53団体が継続されてございまして、現状の構成割合が(2)の表でございまして。こちらにつきましても、パーセンテージで大きく変わっているところも若干ございまして、団体数等を見ますと特に大きな変化はございません。当時からさまざまな団体がまちづくり協議会を構成していたということは確認できると思われまます。

それから、3番目は、まちづくり協議会、まちセンが自主運営されている地域の構成団体の状況につきまして、平成23年1月時点でのものを一つ一つ拾ってみました。この表におきましては、上の行は自主運営化地域のまちづくり協議会でございます。これは、1地区に2団体あるところもございまして、自主運営の地域は現状では八つございまして、10のまちづくり協議会がございまして。その10の協議会の構成が上の行でございまして。

それ以外のまちづくり協議会が73団体ございまして、こちらの方の構成割合を下段に記載しております。こちらにつきましても、母数は10団体と73団体ということがございまして、単純に割合を比較することはなかなか難しいのですけれども、強いて言えば、先ほども申しましたが、自主運営化地域におけるまちづくり協議会におきましては、町内会や青少年育成委員会、民児協もかなりの高い割合になっております。ただ、全体的に見て大きく差があると言われると、団体数等を見ますと、さほど変化はないかなというふうにも考えております。

参考資料2につきましては、以上でございます。

それから、参考資料3でございます。

元気なまちづくり支援事業の実施状況についてでございます。

前回、委員から、元気なまちづくり支援事業というのはどういうお金の使われ方をして

いるのかということで、今回いただいた時間の中で、できるだけお金の方を調べて1枚にまとめております。現段階では十分ではないかもしれませんが、一旦ご報告させていただきます。

まず、元気なまちづくり支援事業として、実施主体別ということで分けさせていただいております。一つは、住民主体としての事業、いわゆる助成金等において住民の活動を支援するのが主な事業です。もう一つは、住民との共催、住民と一緒に区も関与して事業を行っていくもの、この二つで分けさせていただいております。

そちらを金額ベースと件数ベースで分けまして、18年度から21年度までの件数の流れを一覧表にさせていただきました。わかりやすく言えば、下にグラフがございますけれども、事業件数におきましては、年度推移において、住民主体の事業よりも、住民と区が共催しているようなもの、区が関与しているものの方がわずかながら多くなっております。しかし、事業金額で見ると、住民主体の事業の割合はかなり低くなってはおりますが、18年当時からの推移からすればさほど変わっていないという状況がうかがえると思います。

それから、2番目の枠組み別というものでございます。

こちらは、元気なまちづくり支援事業の中では、自治基本条例に書いてあるとおり、まちづくりセンターを拠点としたまちづくりの推進ということがございまして、まちセン協働事業（活用）と書いていますけれども、19年に名称が変わっておりますので、括弧で入れさせていただいております。このまちセン協働事業におきましては、まちづくりセンターの所管地域単位で行われるまちづくり活動をまちづくりセンター所長の裁量により支援するものでございます。

それから、わがまち・地域活性化と書いてある部分につきましては、区の特性に応じて多様な地域課題に対応するため、区全体での取り組みを支援するものです。または、複数地域でも結構ですが、まちづくりセンター単位をちょっと離れて、もうちょっと大きい単位で課題の取り組みをしているものでございます。

また、その他でございますけれども、こちらは、例えば、そのとき、そのときの年度で目標を立てまして、地域のまちづくり活動の担い手といったものを地域でやるという目標を立てて重点的にやろうという項目です。こちらは、本庁の方からも要綱である程度定めてまちセン等でやっていただくものでして、裁量という意味では別枠ということなので、その他ということで位置づけさせていただいております。

こちらも件数と金額で載せさせていただいております。推移は特に変わりがございますので、件数としては、全般的に約4割がまちセン協働事業になっており、約6割の件数が区全体における課題解決の事業となっております。また、金額におきましては、3割がまちづくりセンター協働事業となっております。わがまち・地域活性化につきましては約7割で推移しております。

そして、3番目のまちづくりセンター協働事業、いわゆるまちづくりセンター単位で行われている活動に対して、このお金がどのようなテーマで行われているのかということ

細分化させていただきました。

今回は、まちづくりセンター協働事業の取り組み内容を分野で分けております。一つは、まち協というのはまちづくり協議会ですが、その設置支援、それから、住民主体のまちづくり活動の支援、触れ合い・交流、情報交流・ネットワーク、地域資源、地域課題着目ということでそれぞれ分けさせていただいております。

こちらの傾向につきましては、下のグラフをごらんいただければ、一つ言えるのは、まちづくり協議会設置支援については、平成19年度の条例施行時にピークを迎えますけれども、一段落してきておりまして、年々減少しているところでございます。また、住民主体のまちづくり活動につきましては、金額で見ますと19年度が若干多くなりまして、21年度は減っておりますけれども、全体の予算額も若干の差異がございますので、割合としては大体同じ推移をたどっているということでございます。

それから、右上に、4として年度別単年度・継続事業の推移と書いてございます。これは、もともと元気なまちづくり支援事業は、複数年度で継続的に事業を進めているものと単年度で終わるものが混合しておりますので、改めてそれらを分割してどのような形成になっているかということを表にしたものでございます。

こちらは、グラフを見ていただければわかるとおり、18年当初は単年度の事業も約2割ございましたけれども、年々減っております。まちづくり支援という観点では、継続的な事業が年々増えており、件数、金額ともに同じ傾向が出ております。

5番目は、対象年齢層別の事業数でございます。

大ざっぱに子ども、高齢者、一般という分けをしておりまして、若干重複する部分がございますので、合計金額や件数が前期で出てきた数字とはちょっと違う部分がございます。

こちらにつきましても、グラフを見ていただければわかりますが、件数ベースで言いますとほとんど変わりはありません。ただ、金額ベースで言いますと、強いて言えば、21年度に向けて高齢者の金額が若干増えている状況でございます。

最後に、6番目の金額別の事業数の推移でございます。

元気なまちづくり支援事業におきましては、件数ベースで言いますと、50万円以下の執行件数が約7割を占めております。一方で、金額ベースで見ますと、100万円以上の事業が5割を占めております。破線の方で書いてございますが、件数で言いますと約7割、金額で言いますと約8割が100万円以下の小さな事業、取り組みになっておりますけれども、元気なまちづくり支援事業の予算の大きな部分は大事業、いわゆる区民祭りといった大きな事業に半分以上が占められている、そういう構成で執行している状況がうかがえると思います。

現時点でお調べできるものは以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

それでは、今の資料について何かご質問はございませんか。

○丸山委員 説明をありがとうございます。また、取りまとめるのも大変な作業だった

のではないかなと思ひ、ご無理をお願いして申しわけありませんでした。

参考資料の2枚目について質問したいと思います。

知りたいのは、私はまちセンの数が少ないような印象があるので、その部分について聞きたいのですが、構成の内訳をアンケートする際には、自由記載で書いてもらったのか、それとも、構成の選択肢をあらかじめ設定して選択して丸をつけてもらったのかどうかということを知りたいと思いました。

あとは、私としてはいずれの構成団体もまちセンの数が少ないように思うので、アンケートのとり方で、まちセンの位置づけが構成員として認識されているのか、それを支援するという立場でとらえられているのか。その辺は何か理由があるのではないかなというふうに私は考えましたので、そのあたりで何か理解を助けていただける情報があれば、追加説明をいただきたいと思ひます。

以上です。

○佐藤座長 どうぞ。

○事務局（小澤地域支援担当係長） まず、アンケートの方式をどのようにやったかということをご説明します。

今回は、平成18年のデータから一つ一つ拾ったのですが、その当時から同じアンケートをやっていたわけではなくて、その当時は、まち協の構成団体はどうか、主な構成団体を教えてくださいということで、自由記載で所長にデータベースへ入れてもらってありました。それを我々の方で一つ一つ類型化して今回のデータをつくったということでございます。したがって、所長に対してまちセンの位置づけをどうしてくださいますかというような指示はしておりません。一つ言えるのは、まちづくり協議会においてどういう構成ですかという質問に対して、自由の枠に記載してもらったということでございます。

それから、まち協に入っている数が少ない理由をどのようにとらえたらいいのかという質問については、課長からお答えいたします。

○事務局（横尾市民自治推進課長） 基本的には、まちづくり協議会は、地域の主体的、自主的なつながりでございますので、想定されるのは地域にある各団体ということでございます。今、説明がありましたように、とらえ方の問題でもあると思ひます。かかわりは十分ありますが、地域の団体の集まりに対してまちセンが側面支援しているというのが基本的な考え方なのです。しかし、所長によっては、どっぷりつかっているので一体化しているという認識もあるのかな、それで加えてきているのかなという気はします。基本的には、地域の団体の集まりという認識でよろしいかと思ひます。

○佐藤座長 いかがでしょうか。

○丸山委員 安心いたしました。というか、理解は深まりました。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ということは、例えば、このデータの町内会、自治会は、大きな2の（1）の段階ですと100%入っていることになっていますが、1の上の方のデータですと97.6%とな

ってしまして、この数字はほとんど当てにならない、そういう意味ですね。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 当てになるか、ならないかという点で言うとなかなか厳しいですけれども、ただ、主な構成団体としてまちづくりセンター所長が記載する際に、やはり、町内会、自治会というのは最も密接にかかわっておりますので、所長がそこを逃すということはないと思います。ただ、その他というものがございまして、83団体中81団体が入っていて、残りの2団体は何だといったときに、その他に入れている可能性もございまして、そういった意味では、確かに参考数値ということにはなるとは思います。

○佐藤座長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○福士（昭）委員 資料の第27条と第29条について確認したいのです。

A4判の資料の14ページに、第27条で個人情報の保護という項目がございまして、これについて、現状評価・課題というとらえ方になるのでしょうかけれども、現場でいろいろと活動する中で、当然、個人情報保護の問題というのは盛んに言われます。ところが、さまざまな取り組みをした中において、この個人情報保護という部分でとりあえず我々の中でトラブルはないのですけれども、各地区がこの問題に取り組むに当たっての心配というか、そういうことが非常に見受けられるのではないだろうという気がします。課題ということになるのでしょうかけれども、個人情報保護法なるものの詳細と申しますか、そういったものをもう少し何らかの形で知ってもらえるようにすれば、活動する方としても非常にやりやすいのかなと思います。

我々が地域で活動している中においては、特に高齢者等の問題になると、名簿等の徴収となったときに、以前はかなり抵抗があったのですが、今、まさに問題が目の前ですから、そういったことについての抵抗はだんだんなくなってきつつあるのですね。ですから、もう少しやりやすいような部分の資料なり何なりを出していただければいいのかなということが1点です。

それから、A4判の資料の16ページになりますが、第29条です。参考資料1に二重丸で区民協議会を全区に設置とあります。これもスタートしたばかりなので、ここに書いてあるように区民が共有するような問題等をきっちり討議するのであれば、もう一步踏み込んだ指針というか、課題の中に入れて動きやすいようなものをつくってあげた方がいいのかなと思います。

例えば、我々南区の場合、ベースになる部分は、聞いたことがあると思いますけれども、札幌シーニックバイウェイということで取り組みまして、南区全体の38地区がその中に全部入った中で、地域、景観、観光といった大きな三つのタイトルの中において活動し、区民がみんなでそれを共有して利用してもらえるようなことをやろうと、そういう実質の体験ができるようなことを今やり始めております。ですから、こうしたもう少し突っ込んだ提案を本庁の方で考えていただければよろしいと思うのですが、いかがですか。

○事務局（横尾市民自治推進課長） まず、第27条についてでございます。

個人情報保護の関係で、よりわかりやすい資料を出した方がいいのではないかとこのことですが、そのとおりだというふうに感じました。

まず、市の方で広くこの辺の法体系への理解をしていただく努力をして、円滑に動いていただけるようにすることは大事なことだと思いますので、検討してまいりたいと思います。

また、第29条の区の課題に対して区民の意見調整の場を設ける区民協議会について、もっと踏み込んだ内容をということでございます。南区では、シーニックという一つの大きなテーマに向かって進まれておりまして、私どもも敬意を表しているところでございます。市全体としましては、意見を有意義に市政に反映させるということでいろいろと考えておりまして、今回、市長のマニフェストにも載せられたところですが、区民協議会での意見を予算に反映する仕組みを構築するということが上がっておりまして、私どももその実現に向けて、今、鋭意検討を進めているところでございます。

貴重なご意見をありがとうございました。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○喜多委員 A3判の参考資料3の元気なまちづくり支援事業の実施状況のところですが、これは、区の支援かなと何となくはわかるのですが、事業に関する具体的な事例というか、それを挙げていただければ助かります。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 元気なまちづくり支援事業の区の事業の具体例でよろしいでしょうか。

○喜多委員 はい。

○事務局（小澤地域支援担当係長） まず、具体的な例として区で一番多いのは、やはり、区民祭り、ふれあいコンサート、さらに、区で特に多いのは区の歴史や史跡を紹介するパンフレットの作成とか、今まで区全体でやっておりましたのは、担い手の育成ということもございまして、ボランティア研修というか、地域の活動を研修する研修会などが主な事例として挙げられます。

参考までに言いますと、まちづくりセンターでやっている事業の代表的なものとしては、平成18年ぐらいに多かったのは、特に高齢者向けのパソコン教室とか、地域の交流サロン、また、地区における防災フェスティバルとか、本当に細かなことになりましたが、防犯パトロールの支援など、大体の地域で多いのはそういったものでございます。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

大体よろしいでしょうか。

同じく、今の資料3の1の実施主体別というところで、「住民との共催等区が関与しているもの」とありますが、この「等」というのは何ですか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） やり方次第なのですけれども、共催の場合は、実行

委員会がやる場合もありますし、区がイベントをやるときに、その中に学生サポーターを入れて意見を吸い出しながらイベントの企画運営をする場合もございますので、そういったものも含めて何らかの区の関与が少なからずある場合は関与がある方に入れていまして、住民主体の事業におきましては、割と助成や補助を中心とした事業をこちらの方に割り振っているという状況です。

○佐藤座長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○北野委員 参考資料2の右上の部分で、先ほどその他の部分で若干ご説明いただいたのですが、今後ということも含めてお願いしたい点がございます。

それは、まちづくり協議会の定義というところで個人という部分があります。市民参加という観点からとらえると、例えば、今回のように委員を公募してメンバーに入れるとか、そういった参加の形式というときに、一番問題になるのが、仕事をしている方が参加できるような会議の日程とか時間がどうなのか、あるいは参加の仕方を含めて、今後、札幌市の方でもまちづくり協議会と話をするなり何なりして市民参加ができやすい環境をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

別に、定義を変えろとか、そういうことではないですね。

○北野委員 はい。

○佐藤座長 わかりました。

今の意見について、事務局で何かございますか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） この集計をするときにもそうですけれども、まちづくり協議会そのものは、やはり、地域の任意のネットワークでして、我々の方でこういう定義でこういう構成でつくりなさいというようなことを決めないままに地域でネットワークをつくり、まちづくりセンター所長にその情報を提供いただいている形なのです。ですから、どういうふうにより多くの方が参加してというのは、まちづくりセンター所長においてそういった方たちの仲介役としてやっていますので、今のご意見につきましては所長の今後の進め方において参考になるかなと思っております。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○横江委員 第28条の関係ですけれども、まちづくりセンターの自主運営化のときに、実際に推進してやられた地域は地域交付金プラスアルファの世帯数であったかと思いますが、そのいい例がたくさんあると思うのです。実際にもう幾つかやられているし、現在やっている事業もあると思うのです。そういったことを聞きますと、現在やられていないと

ころは大変うらやましいですね。それだけの予算を使えまして、従来できない事業が行われていると。そこで、継続的にその事業をできるかどうかというのは予算の問題があるので、それを使った後はどうなるかという問題は一つありますが、非常にいい制度ではないかと思うので、その辺はもっと事例を紹介いただくといいかなというふうに思います。

それから、まちづくり協議会という形はつくるのですけれども、まちづくり協議会なり区民協議会の構成員の人たちがみずから自発的に何か事業を推進しようという意欲があるのかどうか。形はできているのですが、その辺は、もっと自発的に、自主的に取り組めるような団体でなければ事業は推進しないということは常に思っています。

なおかつ、従来の組織に頼るのではなくて、市民活動グループとか、NPOとか、その地域にある、やろうとする意欲を持った団体に指定管理者制度みたいに企画運営させるのか、昔はそういったことも考えておられたのではないかなと思うのですが、そういった方向性もあるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

今の意見について、何かコメントはございますか。

○事務局（横尾市民自治推進課長） まず、第1点目のまちづくり協議会が自発的に取り組めるようになっているのかどうかという実態でございます。

私も、昨年度まで手稲の方でまちセンの所長をやらせていただいていたのですが、やはり、実働部隊としての労力とか、さまざまな情報とか、お金の面とか、そういうことが完全に充足されているわけではないということをつくづく感じております。その辺は、まちセンが担う部分が非常に大きいのかなというふうに感じていまして、意思の共有化といいますか、目的意識とか協働意欲、コミュニケーションを活性化させて、まちセンとまちづくり協議会がまずは腹を割って話をし、同じ方向を向いてといいますか、確認をして、まちセン所長はあくまでも市の立場でございますので、地域が主体的に有効な実効性のある活動できるように側面支援をがっちりしていくと。お金の面や情報提供など、あと、行政は交渉することが得意分野ということもあります。地域の方はなかなかできにくい役所関係とかさまざまな団体の関係など、そうしたところはまちセンの方で担って、鋭意、交渉したり、とことん取り組みがしやすい環境をつくっていくということでサポートさせていただいて、継続して自発的に取り組んでいただけるように力を入れてまいりましたし、そうあるべきだというふうに感じております。

あと、NPOやさまざまな団体にも入っていただいているということでございますが、室長からよろしいですか。

○事務局（高野市民自治推進室長） NPOに関しては、私も、去年、まちセンを訪問して、やはり、まち協に所属しているNPOは実際に少ないのです。ただ、やはり、今後の新しい公共の担い手という観点では、そこは重要なファクターだと思いますので、私どもとしてはそれに向けて鋭意進めていきたいと思っています。

それから、前段のことでちょっと補足しますと、自主運営センターにつきましては、毎年、報告会や説明会をしております。昨年も23地区、41名の方が来られていろいろと説明しております。ただ、今、委員がおっしゃったとおり、もう少しいろいろな事例を紹介し、メリット面、デメリット面も含めてもっとももっといろいろな仕掛けというか、よりよい説明をしていきたいと思っています。

それから、今は8カ所できたのですけれども、今後の動きとなるとちょっと鈍いような側面が見られますので、新しい試みとして、例えば、試行的に実施してみるとか、モデル的にやってみるとか、地域が取り組みやすいようなインセンティブを与えるようなことも何か考えたいと思っています。

以上でございます。

○横江委員 どうもありがとうございます。

自主運営について一番最初にお聞きしたときには、なかなかいい制度だなと。地域のいろいろな意欲のある方、あるいは、こういうものに携わってみたい方、現在は活動しなくても、これからやってみたい方、そういった方が一緒にやれるような形をつくっていただけるといいなと。現在も、いろいろと一生懸命やられている町連なり、福まちなり、皆さんが入ってやってくださっていますけれども、多分、手がいっぱいこぼれ落ちる状況にあるかと思うのです。前にも言いましたが、ぜひ、北野委員が言うように、いろいろな企画をやられたときに参加した市民の方も出やすく参加しやすい時間帯とか曜日を考えて、人づくり、仲間づくりをすることによって——今もこれだけの活動をやっているのですから、よくまとめられているし、材料もつくられていて、本当に感心します。これをもっともっと多くの人に見ていただいて、役立てていただいてやっていきますと、今の推進の速度がぐっと高まるのではないかと、理解も得られるのではないかと、賛同も得られるのではないかと、そんなふうに思っていますので、今後の推進についてよろしく願いいたします。

○事務局（高野市民自治推進室長） それから、まち協と区民協については、これはちょっと補足になりますが、特に、区民協は全区に設置することが目的でしたけれども、今後はいかに運用していくか、そこが主眼になると思います。今までは各区役所がいろいろな議題を考えて情報交換をメインにやっていたけれども、これからは、地域の皆さんが主体になって、例えば、いろいろな行事や活動をみずから考えてつくるような、そして、先ほど課長からも言いましたように、予算に反映していくような自発的、主体的な取り組みを推進していくということで、私たちとしてもそういう仕掛けを考えていきたいと思っています。

○佐藤座長 ありがとうございます。

時間もございますので、今、幾つか、A4判資料の条文の部分についてのご意見も出されておりますが、引き続き、今まで上がっていた意見以外にも、A3判の資料も踏まえて何かご意見はございますでしょうか。

私から、簡単な方から行きますが、第21条です。

前は、条例が必要ではないかというような話をしましたけれども、もう少し細かな話です。今日、この役所に来まして、あることを試してみました。この会議がここで開かれるということが玄関先に掲示されているかどうかを見ました。掲示されておりませんでした。そこで、受付に行ってわざわざ聞きました。ところで、市民自治推進会議というのが今日あるらしいけれども、どこでしょうかと。市民自治推進室は13階ですと言われて、推進室ではなくて、会議が開かれるはずだけれども、どこですかと聞くと、受付の方が資料を一生懸命見ましたが、結局、わからなくて、市民自治推進室の方に電話をかけて聞いて、18階ですというお答えをいただきました。

対応は大変丁寧でございましたし、それについて別に不満があるわけではございませんけれども、こういうような会議が、いつ、どこで開かれているかということがわからない限り、市民参加も何もないと思うのです。ですから、その辺は、まず随より始めよということで、やはり、役所の中でどういう審議会がどういうふうにかかれていて、それは公開なのか、非公開なのかと。市民の皆さん方も役所のロビーにはいろいろなことで来られると思うのです。たまたま用事があって来たときに、時間があるぞ、ふっと見たら、ああ、こういう審議会がかかれていたのだ、これは傍聴可能なのだ、では、行ってみようかと。私のような暇な人は余りいないとは思いますが、中にはそういう方もいらっしゃいます。そういうときに、ぱっと入って、それがわからないような状態にしておいて、さあ、市民参加をどんどんやってくださいと言われても、何を言っているのだということになりますので、まず、その辺を一つ改善していただきたいと思えますね。これは簡単な方でございます。

まだ幾つかありますが、私だけしゃべってもまずいので、ほかに何かございますか。
○福士（明）委員 第16条の行政運営のところも重要だということで、今後、この辺を幾つか、議論していきたいと思っておりますが、二つ指摘させていただきます。

第16条第2項に、計画というのはさっきのまちづくりプラン、総合計画といったものだと思いますが、それと財政とか行政評価を相互に連携させなければいけないということがあります。ただ、これは、やはりなかなか難しく、やっているところもありますけれども、札幌市がこの条文のもとで連携させて効率的に行政運営をやろうとしているのかどうかを知りたい。それが1点です。

もう一つは、もっと具体的で、第16条の第3項です。まちづくりを進めるために条例をつくったり、法令の解釈、運用を適正に行うということですが、これは、まさに政策法務というふうに言われる取り組みですけれども、最近では、つくって適正に運用するだけではなくて、その結果を評価して、条文を変えたり、運用を変えたりするような取り組みをしているところもあります。ですから、立案、解釈、運用だけではなく、評価をしてやっていくことも重要ではないかと思っております。できれば、政策法務という言葉を入れていただくと、何だ、これはということでもわかりやすいのではないかというふうに思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

コメントがなさそうですから、ほかにいかがでしょうか。

せっかく開いていますから、私がもう一つ言いたかったのは、同じ第16条第4項です。

出資団体について必要な指導及び調整を行うものとするところがあるのですが、これは、たしか出資団体評価委員会が置かれて評価がなされていたと思います。現在は、行政評価委員会がむしろそれをやっているかと思います。以前、実際にそこにかかわった観点から言いますと、一体、本当に必要な指導及び調整が行われているのかどうかと。もちろん見解の相違はあると思いますが、個人的に疑問に感じる部分もございます。これは基本条例ですから抽象的にならざるを得ないのですが、どういった観点で指導、調整を行うのがよいのかというあたりの基準ですね。これは条文しか入っていませんけれども、ガイドラインというものが何かあるのかどうかというあたりを知りたいと思います。これも、やはり、行政運営の基本にかかわる重要な事項ではないかと思います。

○事務局（高野市民自治推進室長） まず、1点目の計画、財政、評価等の制度を相互に連携させということがあるのですが、計画をして予算を組むまではいいのです。そして、それを執行して、いざ、評価ということになるのですけれども、確かに、これはサイクル的にすべてやってはいるのです。ただ、実際には、行政評価自体が本当に有効に機能しているかという、行政評価というのはアメリカとか向こうの方で生まれた制度なのですが、行政の職員自体、1次評価をするときに客観的な目で自分の事業を見きれていないのが現状です。計画、財政まではいいけれども、最後の評価の段階になってちょっと後退する、そういうような面は見られると思います。ですから、そこは何とか評価した後を結果につなげるようなものになっていけば、組織としても本来的な連携が図れるのではないかというふうに思っております。

それから、法令の解釈及び運用ということもありますけれども、解釈、運用は結構やっているのですが、委員がおっしゃるとおり、確かに、一旦いろいろな条例制定をやってしまうと、そこを評価したり修正するということが少ないというのが現状です。ですから、そういうところも課題ではないかと思っております。

それから、出資団体改革につきましては、昔、出資団体改革の評価委員会がございまして、その後、いろいろな改革の評価の関係については行政評価委員会の方に移しております。そして、内部組織的には、今、行政改革の担当課がございまして、出資団体改革につきましては新しい出資団体改革プランというものがございまして、それに基づいて全市的に評価を行っていろいろ実施しているところでございます。それから、内部で出資団体改革推進本部を立ち上げておりますので、その中で各所管の方に毎年の結果に基づいて指導・助言といった調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

今、室長からお話がありましたけれども、確かに、評価の部分が反映していないということなのですが、行政評価というのは、何も事業を削るのが評価というわけでは

なくて、どういう行政のやり方、まさにここにのっている行政運営のやり方の良し悪しを評価するという事だろうと思います。

第19条に「行政評価に関する制度を整備し、」とあるのですが、これは長年いろいろ言ってきたのですが、たしか、条例化はまだされていないですね。

○事務局（高野市民自治推進室長） はい。

○佐藤座長 そういう意味では進んでいないですね。

私も札幌市の行政評価に長くかかわってきた身で言うのは何ですけれども、いろいろな視点があって、もちろん、市民にも理解されていませんし、役所の中でも共通理解になっていないというふうに思っています。その辺は、第19条の関連で言うと、評価とは一体何のためにするのかというあたりをもう少しきちんとした形で示すと。これは、条文上の問題というよりも、行政評価に関する制度を整備し実施するものとするということの進行度合いは必ずしも高くないのではないかと。これは私の評価ですけれども、そういうふうにも思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○北野委員 第4条と第6条ですけれども、まちづくりは市民が主体であることという条文の解釈と、第6条のまちづくりに参加する権利ということで、すべての市民は、まちづくりに参加することができる、この辺はどのように解釈したらいいのかということと、これを実現するためにどのようにしていくのかということをお聞きしたいのです。

それから次は、市民自治の部分で、町内会、自治会への加入についてお聞きしたいと思います。

札幌市が行政運営をしていく上で、日常的な市民サービスというか、そういった部分を担っているのはほとんどが町内会、自治会だと思うのですが、それに対して町内会の加入率が低くなっているという現状と、もう一つは、札幌市は、助成金を出してはいるけれども、町内会への加入等については任意であるからというふうに答えられています。札幌市と町内会、自治会がお互いに協働して市民のためにやっていく中で、町内会への加入率が下がるということは、もちろん市民参加をするという部分でも意識が低いですし、それから、町内会、自治会についてもお金がないということは活動が鈍るということもありますので、そこら辺をどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○佐藤座長 それは、事務局にお聞きしたいということですね。いかがでしょうか。

○事務局（小澤地域支援担当係長） まず先に、第4条と第6条をどのように解釈すればよいかということと、その実現に向けてどのようにしていくかということをございます。

これにつきましては、平成17年12月に出されました市民自治を進める市民会議で、こちらには福士（明）委員や丸山委員も参加されていたと思いますけれども、我々はこちらの方の意見をもとに第4条、第6条をつくっております。

その解釈ということでございますが、第4条につきましては、難しく言えば、第1項目については、憲法に規定する地方自治の本旨である住民自治を理念として条例が成り立っているということを示すものでございます。また、第2項におきましては、地方自治の制度というものが住民自治とともに代表民主制として進めていくということがございまして、市長または議員が自治体の中で選ばれて、そういった者が信託のもとに行政運営を行うという観点でこちらの条文がつけられております。

それから、第6条は、すべての市民が参加することができるということでございます。こちらにつきましては、このとおりなのですが、まちづくりを市民が自主的に行うこと、または市政に参加する権利の両方を含んだ考え方でございます。ですから、自分がやることそのものというか、地域で自らが行うということは、規定するまでもなく、もちろんできることでございますけれども、特に、市政への参加という観点では、こういった形で権利という言葉を使っておりますが、だれでも市政に参加することができるということを改めて明記したものでございます。

そして、これをどのように進めていくかということですが、まちづくりの観点で言えば、第6章において、情報共有、市民参加、身近な地域のまちづくり、そういった条文がございます。そして、我々は第6章の中における条文をもとに各施策を展開していきますが、その中の一端として、自主運営化や区民協議会、まちづくり協議会への支援が位置づけられているという構成になっております。

○事務局（横尾市民自治推進課長） あと、町内会が地域社会の最も基本で日常的なサービスを担う団体であるという前提で、非常に大切な組織であるということは、私どもも認識を同一にしているところでございます。委員がおっしゃられたように、町内会への加入率が減少しているという認識もございまして、今回、市長のマニフェストにも町内会への加入率を向上させるというふうに掲載され、私どもの仕事としても大きな課題というふうに認識しておりまして、今、新たな方策を考えているところでございます。

ただ、町内会の場合は強制加入ということはできない状況で、やはり、地域の任意の団体で、加入するのも脱退するのも自由ということになっております。そこは歯がゆい部分ではあるのですが、どうしても行政として強制するという立場にはなり得ません。そんな中で、町内会の役割やその有用性というものについて、若い方々も対象に地道にPRをして認識を深めてもらい、自発的に加入してもらい、あるいは、活動に参加してもらいように力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

武岡委員、どうぞ。

○武岡委員 今の北野委員からのご質問に関連して、第6条のすべての市民がまちづくりに参加することができるというのは、だれでも市政に参加するということを確認したものだというお話でした。そこで、例えば、ほかの自治体だと、こうした会議や審議会における女性の割合を4分の1以上にするとか、あるいは、大人だけではなくて、小学生とか中

学生にも意見を聞くような機会を設けるとか、そういったことをやっている自治体があるそうなので、札幌市ではそうした取り組みが行われているのかということをお尋ねします。

それから、自治会への加入についてですが、私が今の賃貸マンションに入居するときに、管理会社から、自治会には入っていただきます、それは行政の指導といいましょうか、そういうことになっていますということで、ほぼ強制的に入らされまして、そういう事例が全国のほかの地域でも結構あるようなのです。札幌市が本当にそういったことをなされているのでしょうか。

また、私は新聞で見ただけで確認しておりませんが、長野県のどこかの市で自治会への加入を義務づけた条例をつくったというような記事を見たことがありまして、これは本当かなと思ったのです。そういった事例もあるようでございますので、そういったことは把握されておられるのか、2点、お伺いします。

○事務局（小澤地域支援担当係長） 1点目は、こういった審議会等に市民が幅広く参加する上で、子ども、女性の参加ということでございます。

まず、女性については、平成元年に定めた札幌市審議会等の委員への助成登用促進要綱において定めております。割合としまして、札幌市では、現在、この中で言えば委員が8名ですが、この40%以上を一旦の目標としております。今回の市民自治推進会議においては、公募の仕方もちよっと至らなかった点がございすけれども、女性の応募がなかったということで、残念ながら、現在のパーセンテージは37.5%ということで報告しております。このように40%に満たなかった審議会については、やむを得ない場合はいいのですけれども、次回の改選期においては、必ず女性を登用するように、もう一段階工夫するようという指導を男女共同推進課の方から受けております。

また、子どもの参加につきましては、平成20年に子どもの権利条例ができて、こういった委員会等ではございませんが、子どもの意見、また子どもの市政への反映ということで、子ども議会を初めとしてそういった取り組みを進めているところでございます。具体的に子どもの意見を聞きなさいとか、そういったことを定めているところはございませんけれども、市政を進める上で、大人の意見だけではなく、子どもの意見もできる限り聞くような、参加する機会をつくるという点で、ハンドブックという形で子ども未来局においてつくられております。さらに、市民自治チェックリストの方でも、子どもの観点を検討しましたかということで、昨年度からチェックリストを改正して子どもの意見をより受け入れるような体制づくりを進めているところでございます。

○事務局（横尾市民自治推進課長） 町内会、自治会への加入の件でございすが、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

私どもといたしましても、現在、アパートや賃貸のマンションといった方々の加入率が低いという実態もありまして、そういったところに入居される時点でのアプローチが非常に有効ではないかというふうに考えております。そこで、現在、大家さんの会や宅建協会など、大もとを取り仕切っているような業界などに話を進めているところでございまして、

入居される際に地域との触れ合いやきずなを深められるような、拠点となる施設や病院、バス路線など、そうした役立つ情報を入居される方に提供すると同時に、町内会の役割などについても掲載して、そういったものを入居時に配っていただくといった協議を進めているところでございます。

○事務局（高野市民自治推進室長） 長野県のお話ですが、小さな市町村では義務化したような条例があり得ると思います。ただ、恐らく、罰則規定などはないと思うので、どこまで強制力があるかはちょっとわかりません。政令市レベルになると、義務化するということまでまだされていない状況です。ただ、確かに今後は検討の余地があると思いますので、私たちとしても各大都市などの状況も見ながら検討していきたいとは思っております。

○北野委員 今ご説明があったのですが、町内会、自治会というのは、言ってみれば、札幌市の市民サービスのかわりに町内会、自治会が会員の方々のお金、自分たちのお金でやっているわけですから、任意ではありますけれども、そういう認識をきちっと持っていたかかないと、本当に町内会、自治会がつぶれたら札幌市はどうするのですか。家庭ごみの有料化にしても、決められたことを町内会、自治会がこれだけきちっとやったから成功したのであって、ごみステーションの維持管理、排出にしても、すべて加入されている会員の方の会費で維持・運営しているのです。ですから、そういったような認識をもう少し持っていただかないと、そこら辺の危機感が少し足りないのかなと思います。

以上です。

○佐藤座長 今の北野委員がおっしゃる件につきましては、私なんかは大いに反論したいところございまして、むしろ、逆に、別に市民がまちづくりに参加するためにわざわざ町内会を使わなくてもいいだろうと。そういう見解も、おそらく市民の間では、私自身もありますけれども、あると思います。ごみの問題も、有料化に関してごみステーションということですが、例えば、京都でもやはり有料化しているのですけれども、これは完全に家の前に置くようにしてあるのです。だから、ごみステーションは要らないのです。本来、ごみステーションがなければいけないという発想自体がおかしいというふうに何度か関係する札幌市の部局の方に申し上げたのですが、全然言うことを聞いてくれませんでしたね。

それから、武岡委員がおっしゃるように、長野県のある市の自治基本条例の中に、町内会への加入を義務づけたものがあって、この間も学会で何人かの先生たちで、よくやるな、何だ、それはとか、むしろ、余り好意的な意見ではなかったのですけれども、そういうことがありました。

まさに、まちづくりというのは、先ほど係長から説明がありましたが、基本条例の第2条第2項にありますように、公共的な活動の総体を言うというふうになっています。それに対して、すべての市民がどのように参加するかというのは、あくまでも市民が主体的に自分の頭の中で考えて参加するというのが第4条と第6条の関係だというふうに考えていいのではないかと思います。

今日の大きなA3判の資料の1に、まさに、お調べいただいたまちづくり協議会をつくるのだということがこの基本条例にあって、その中には、町内会に限らず、さまざまな団体、NPOの数はちょっと少ないですが、そういうものも含んでいます。そして、市民がそれぞれかかわっている活動の場の中での活躍とともに、それらを結ぶ、最近のはやり言葉で言えばソーシャル・キャピタルと言うのでしょうか、そういうものとしてまちづくり協議会というものをつくり、相互に得意な分野でもって連携していこうというのが自治基本条例の中にあるまちづくりの基本的な考え方ではないのかと私は思っていますので、そこで町内会だけを優遇するのはどうもすっきりしないという思いがございます。

もう一つは、事務局から大家を通じて町内会の加入を促すという説明がありました。あくまで任意団体への加入に係ることですから、やり方を誤ると問題になると思いますので、気をつけていただいた方がよろしいかと思えます。

どうぞ。

○横江委員 私も町内会は長くて、その後はPTAをやったり、NPOもやっていますし、いろいろかかわっているので全部わかりますけれども、まちづくりというのは、確かに町内会が母体になってやっているということがありますが、町内会がなくてもまちづくりはできると思います。市民団体でも、NPOでも、各種団体でできるのです。ただし、何かやりたいといったときに手っ取り早いのは、まずは町内会の活動に参加してごらん下さいというのが一番なので、そういったところから自分の意見とか改善とかをやっていけると思っています。

市民まちづくり局も大変よくやっています、何年か前に、南区は東海大学と町内会がチームを組み、うちの有楽町内会は国際大学と、北星が厚別区とでしたが、学生と町内会で町内会加入促進ポスターを作成しました。今、まちセンに行きますとそのポスターが張られていたり、活用されていますけれども、要するに、命令、強制がなかなかできないということであれば意識を高めるしかありません。そういうものに参加していただいた学生とか町内会、あるいはそれを見た人を常に継続的にやっていくことが必要ではないかと思えます。

また、今、札幌市は企業とかなり提携しています。それは、環境なりごみの問題なりいろいろありますが、企業のCSR、社会的貢献とは何だろうかといったときに、お金を出すとか、何か遠くに行くとか、大それたことをやるのではなくて、社員一人一人に、ところで、皆さんは町内会に入っているかい、町内会活動に協力しているかいと。これは札幌市の職員もそうですけれども、やっているのだろうか、少なくともうちの社員であればそういう社会参加をして当然だよなというようなことで、企業にも身近なところから必ず意識していただくことが大切かなと思えます。

私は町内会の会計部長等を幾つか兼務していますが、町内会費の徴収については、最近ではアパートが非常に増えて徴収率が悪いのです。ただ、管理会社がすごく協力的なところがすごくいいですね。これを強制するかどうかは別問題として、これだけ多くの企業が

札幌市、NPOとマッチングして協力していく、企業とNPOのマッチングのさっぽろまちづくり研究会など、市でもいろいろなものをやられています、そういったところに協力していただく。強制、命令ではないけれども、一緒にまちづくりをして少しでもよくしていこうよ、加入率も高めていこうよ、冬道も使いやすくしていこうよということをやっていたらいいなと思います。

もう一つ、区民協議会がどうなるのかなと心配していたのですが、今日、一番最初に、そこで提言されたような内容を予算に具体的に盛り込んでいくと市長が考えられているということを知りましたので、これは、参加される方もかなり期待感を持って動いていくのかな、やりがいがあるなというふうに思いました。

それとは全く別に、市民が誰でも参加できるような形で、札幌市の各区民センター、地区センターにおいてサポート的な未来委員会をぜひつくっていったらどうだろうかと思います。私は、実際に未来委員会をつくりまして、動いています。私がつくったわけではなくて、命名者は私ですけども、札幌市で最後にできた地区センターである里塚・美しが丘地区センターには未来委員会があります。これは、指定管理者と協働して、この館を地域の住民の方により使っていただく、よりよい館になってもらうということです。これは、意見だけを言いません。自ら参加して、自ら活動して、館の活性化に努めています。そんなことがほかでもできたらきっとすばらしいだろうなというふうに思っていますので、そういったことで、少しずついろいろなことをやってはいきますが、意識を継続させるような活動をあちこちに投げかけ、協力していただくということをお願いしたいと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

先ほどちょっと言いましたが、別に町内会、自治会の活動が余計なものだと言っているわけではなくて、大事な活動です。しかし、そこだけが重要であってということになるとちょっと違うのではないかというお話でございます。今まで町内会や自治会の皆さん方が大活躍なさっているということは、私も町内会の会員ですのでちゃんと存じ上げております。もしかしたら、耳ざわりなことを申し上げたかもしれません。

では、そろそろ予定の時間が参りましたので、どうしても今日、お話ししておいた方がいいと思うようなお気づきの点がございましたら、お出しいただきたいと思います。

どうぞ。

○喜多委員 まちづくりセンターの運営ということで、第15条と第28条に関連してですが、NPOなどと連携するためには、第15条の職員の適材適所の配置及び登用と職員の教育というところがとても重要です。先ほど横尾課長が言われましたが、まちづくりセンターの所長も、自主運営されているところはいいいけれども、自主運営されていないところでは、後方支援に回るときに、基本的に、NPOの事業とかNPOへの理解とか、地域の人たちを結びつける能力が大事なのではないかというふうに思っています。私は前にも意見を言いましたが、現状評価と課題について、NPOの活動を知らない方がすごくいらっしゃるの、もうちょっと教育をちゃんとしてほしいと思います。

それから、町内会活動ということでは、町内会の方はすごく一致団結していて、よそ者というか、NPOの団体を受け入れないところがあるので、そこのところは、ぜひ、市の職員の方が中に入って取り持っていただけると、ちょっとは改善するのかなというふうに思っています。

職員の教育というところでは、資料を見ると、市民参加型ファシリテーションの研修等の部局研修とありますけれども、NPOの事業自体という基本的なところをもうちょっと教育していただけたらいいなと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかになれば、そろそろ予定された時間ですが……。

どうぞ。

○北野委員 お願いがあるのですが、区民協議会のことについて、先ほど室長から、まず設立することを目標にやってきたということでした。これは今後についてのお願いなのですが、情報共有という部分においては、区民協議会がどんな議論をされているのか、そういった評価ができる議事録を区民協議会並びにまちづくり協議会がオープンにさせていただけたらなと思います。そうすると、ほかの市民の目から見て本当に議論をしてやっているのかどうかという評価ができますので、今後は議事録をきちっと掲載していただいて、市民が区民協議会、まちづくり協議会を評価できるような形にしていっていただければありがたいと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

大変重要な点だと思えますね。

ほかにございますか。

○丸山委員 1分で話しますが、次回に向けてみずからへの宿題を課すというか、こんなことを話したいなということをお話したいと思います。

3点あります。

まず、1点は、今日配られた参考資料1の表ですが、第3章の議会及び議員のところ空白になっています。議会みずからがこの条例に関してどんなふうに考えているのか、その雰囲気みたいなものを知りたいと思っています。それが1点目です。

それから、2点目としては、審議会ほかいろいろな会議がありますが、会議の運営の方法が、よく言えば非常にバラエティーに富んでいて、悪く言えば、まちまち、それぞれというようなことがあって、それは市として何か統一があるのかどうか。北海道の場合は何か決まりがあるように見たのですが、市の方は探し出せなかったもので、現状を知りたいと思っています。会議自体の運営について何かルールがあるのかどうかです。

3点目としては、条例の第2条の定義のところの第3項ですが、「この条例において『市政』とは、まちづくりのうち市が担うものをいう」という部分は非常に難しいところだなというふうに感じています。社会がどんどん変わって新しい公共が進んでいく中において、どこまでがまちづくりで、どこまでが市政なのか、逆に、市政の範囲というのでしょうか、

その辺の新しい形とか範囲というのは、今まさにものすごいスピードで変わってきていて、いろいろなお考え方があります。そこでいろいろな難しさが発生し、かつ、新しい形ができるかなという期待もあって、今、その中に条例があるのかなという感覚を持っています。

以上、3点について少し話し合いたいなと思っていました。

すみません、1分をオーバーしました。

○佐藤座長 ありがとうございます。

今、丸山委員がおっしゃった3点は非常に重要なことでございますので、今日は時間がなくて申しわけないですけれども、次回以降は、丸山委員がおっしゃったことを含めて議論を深めていきたいと思います。

3. 閉 会

○佐藤座長 では、本日は、この程度で終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局（横尾市民自治推進課長） ありがとうございます。

次回会議は、6月中下旬に予定しておりますが、日程などの詳細につきましては、別途、調整させていただきたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

以 上